

判決年月日	平成 2 1 年 1 2 月 2 8 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成21年（行ケ）10125号		
○「作業用アームレスト」の発明に係る特許の進歩性の判断において，引用発明の認定及び本願発明と引用発明の一致点の認定に誤りがあるとして，審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 2 9 条 2 項

本件は、「作業用アームレスト」の発明（本願発明）に係る特許出願についての拒絶査定不服審決（不服 2 0 0 4 － 1 2 7 3 4 号）に対する取消訴訟である。

原告は、特許庁の拒絶査定に対して不服の審判請求をしたのに対し、特許庁は、本願発明は進歩性を欠くとの理由で請求不成立の審決（前審決）をしたので、これに対し取消訴訟を提起したところ、当裁判所は、前審決を取り消すとの判決をし、同判決は確定した（平成 1 9 年（行ケ）第 1 0 4 1 2 号事件）。しかし、特許庁は、下記の理由で再度請求不成立の審決をしたので、原告が本訴を提起した。

審決は、前審決における引用発明と異なる引用発明を認定し、それと本願発明との一致点と相違点を認定し、相違点は引用発明から容易に想到し得るものと判断した。

本判決は、以下のとおり、原告の主張する取消事由 1（引用発明の認定の誤り）及び取消事由 2（一致点の認定の誤り）には理由があり、さらに、本件審決に係る審判手続には、原告が取消事由 4 において主張する手続違背も存在すると判断した。

まず、取消事由 1 に関して、以下のとおり判示した。

「・・・引用発明は、長時間座って作業をする人の腋の下を支えて腕と腰の疲れを防ぐ軽快具であり、支棒（2）に巻かれ、パイプ（4）がはめ込まれているスプリング（5）が、腋下によって圧迫されることで生じる復元力によって腋下が押上げられることによって上体を支持して腕と腰の負担を軽くし、楽にするという効果を有する器具であるといえる。

しかし、パイプ（4）が略水平方向に移動することができる旨の記載はない。刊行物 1 の第 3 図によれば、パイプ（4）は略中央部から外側に湾曲しているものの、パイプ（4）の上端は、下端のほぼ真上に位置し、水平方向に移動していない状態で示されていることからすれば、同図は、使用者の体重（の一部）が腋支にかかることにより撓んだ状態を示しており、パイプ（4）が弾力性を有してその上端の腋支（6）を略水平方向に移動可能とすることを示したものと解することはできない。」

次に、取消事由 2 に関して、以下のとおり判示した。

「引用発明における「支柱」は、腋受具（1）に固着された支棒（2）にスプリング（5）を巻き付け、上端に腋支（6）を有するパイプ（4）をそのスプリング（5）にはめ込んで構成されているが、このうちパイプ（4）に弾力性があると認定できないこと

は前記のとおりであり、また、スプリング（５）も、腋下に対し弾性力による押上力を加えることに資する部材であって、その弾力をもって腋下支（６）を略水平方向に移動させるものということとはできない。

したがって、引用発明における「支柱」は、本願発明の「弾性的支柱」に相当するということとはできない。引用発明における「支柱」が本願発明の「弾性的支柱」に相当するとした審決の認定は、誤りである。」